

令和6・7年度 経常建設共同企業体にかかる資格審査申請について

〔三田市総務部契約検査課〕

令和6・7年度において、三田市が発注する建設工事の競争入札等に参加するための建設共同企業体の資格審査を受けようとする方は随時受付をしておりますので、下記の要領により書類を提出してください。（登録日は審査後の日付となります。）但し、経常建設共同企業体を構成する構成員については、入札等参加資格者名簿に登録されていることが必要です。

記

- 1 受付時間 土・日曜日・祝日を除く、午前9時00分～午後5時30分
- 2 受付場所 三田市 総務部 契約検査課 （三田市役所 本庁舎4階）
- 3 提出方法 持参又は郵送
- 4 参加資格の有効期間 登録日～令和8年3月31日（火）
- 5 申請書類 (1) 各構成員の入札等参加資格審査申請受付時に交付された受付票（鮮明な写し）
(2) 経常建設共同企業体入札等参加資格審査申請書（様式第1号）
(3) 経常建設共同企業体協定書（様式第2号）
(4) 委任状（様式第3号）
(5) 使用印鑑届（様式第4号）
(6) 誓約書（様式第5号）
(7) 各構成員の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（鮮明な写し）
※以上の申請書類は、A4紙製ファイル（縦綴じ）に綴じてください。
- 6 取扱基準 (1) 業 種 土木一式、建築一式、電気及び管
(2) 構成員の数及び組合せ
市内に本店を置く者を含む2者又は3者とし、同一等級又は直近2等級に属する者の組み合わせで、業種ごとに定めるものとする。但し、代表構成員の等級はA又はBとする。
(3) 資 格
ア 登録部門に対応する許可業種については、原則として営業年数が、令和6年1月1日現在において、5年以上あること。
イ 当該登録業種について、原則として、元請けとして一定の実績を有すること。
ウ 全ての構成員に当該許可業種に係る主任（監理）技術者が在職し、工事の施工にあたっては、これらの技術者を工事現場ごとに専任配置できること。
(4) 結成方法 自主結成とする。
(5) 登 録 一業者が結成・登録することができる共同企業体の数は、一業種につき一つとし、継続的な協業関係を確保するものとする。
(6) 出資比率 出資比率の最小限度基準は、構成員が2者の場合は100分の30以上、構成員が3者の場合は100分の20以上とする。
(7) 代表者の選定方法とその出資比率
代表者は、構成員が決定するものとし、その出資比率も構成員において自主的に定めるものとする。
(8) 施工方法 工事の施工は、共同施工方式とする。
- 7 その他 申請書を受け付けた者については、審査のうえ適格と認めた場合のみ有資格者名簿に登録し、後日受付票を交付します。
- 8 問い合わせ先 三田市総務部契約検査課
〒669-1595 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号 電話番号 079-559-5019

(様式第1号)

経常建設共同企業体入札等参加資格審査申請書

令和 年 月 日

三 田 市 長 あて
三田市民病院事業管理者 あて

共同企業体代表者
住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

令和6・7年度における経常建設共同企業体を結成したいので、下記により申請します。

記

- 1 経常建設共同企業体の名称 共同企業体
- 2 目 的 当共同企業体は、優良な中小建設業者の振興を図ることを目的とする。
- 3 業 種
- 4 構 成 員

共同企業体代表者

住 所 〒 —
商号又は名称
代表者職氏名
建設業許可日、番号、業種
連絡先 — —

印

共同企業体構成員

住 所 〒 —
商号又は名称
代表者職氏名
建設業許可日、番号、業種
連絡先 — —

印

共同企業体構成員

住 所 〒 —
商号又は名称
代表者職氏名
建設業許可日、番号、業種
連絡先 — —

印

5 添付書類

- (1) 経常建設共同企業体協定書 (様式第2号)
- (2) 委 任 状 (様式第3号)
- (3) 使用印鑑届 (様式第4号)
- (4) 誓 約 書 (様式第5号)
- (5) 各構成員の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(鮮明な写し)
- (6) 各構成員の指名願受付後に交付した受付票(鮮明な写し)

(様式第2号)

経常建設共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、_____共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を_____に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和____年____月____日に成立し、その存続期間は、令和8年3月31日までとする。ただし、令和8年3月31日を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後3箇月を経過するまでの間は解散することができない。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所
商号又は名称

住 所
商号又は名称

住 所
商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、_____を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当企業体の構成員の出資割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

構 成 員	割 合
	%
	%
	%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもつて運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨の通知をしなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場

合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事にかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責を負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 者は、上記のとおり経常建設企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し1通は三田市に提出し、他は各自所持するものとする。

令和 年 月 日

共同企業体代表者

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

共同企業体構成員

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

共同企業体構成員

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

(様式第3号)

委 任 状

令和 年 月 日

三 田 市 長 あて
三田市民病院事業管理者 あて

共同企業体の名称 _____ 共同企業体

共同企業体構成員
住 所
商号又は名称
代表者職氏名 (印)

共同企業体構成員
住 所
商号又は名称
代表者職氏名 (印)

下記の者を代理人と定め、令和6・7年度における次にあげる行為一切の権限を委任する。

受 任 者
共同企業体代表者
住 所
商号又は名称
代表者職氏名 (印)

委任事項

- 1 見積及び入札に関する事
- 2 契約締結に関する事
- 3 保証金及び前払金の請求、受領に関する事
- 4 代金請求及び受領に関する事
- 5 復代理人の選定に関する事
- 6 その他契約の履行に関する事

(様式第4号)

使用印鑑届

令和 年 月 日

三 田 市 長 あて
三田市民病院事業管理者 あて

次の印鑑を使用します。また、共同企業体代表者の印鑑は、入札見積に参加し、契約の締結並びに代金の請求受領のため、使用したいのでお届けします。

共同企業体の名称 _____ 共同企業体

共同企業体代表者
住 所
商号又は名称
代表者職氏名

実印

使用印

共同企業体構成員
住 所
商号又は名称
代表者職氏名

実印

使用印

共同企業体構成員
住 所
商号又は名称
代表者職氏名

実印

使用印

(様式第5号)

誓 約 書

共同企業体の構成員は、共同請負制度の意義を十分認識し、共同企業体取扱要綱及び共同企業体協定書に反する行為は一切行わないことを誓約いたします。

違反した場合は、いかなる措置を受けても異議ありません。

令和 年 月 日

三 田 市 長 あて
三田市民病院事業管理者 あて

共同企業体の名称 _____

代 表 者 住 所
商号又は名称
代表者職氏名

構 成 員 住 所
商号又は名称
代表者職氏名

構 成 員 住 所
商号又は名称
代表者職氏名

※この書類にかかる発行責任者及び発行担当者について

※確認のため、記載連絡先には、必要に応じてこちらからご連絡させていただく場合がございます。
(押印をした場合は、発行責任者と発行担当者の氏名、連絡先の記載は不要です。)

代表者 商号又は名称 ()

発行責任者		連絡先		e-mail	
発行担当者		連絡先		e-mail	

構成員 商号又は名称 ()

発行責任者		連絡先		e-mail	
発行担当者		連絡先		e-mail	

構成員 商号又は名称 ()

発行責任者		連絡先		e-mail	
発行担当者		連絡先		e-mail	

経常共同企業体資格審査申請要領第6－（2）にいう等級

等級	土木一式工事
A	1030点以上
B	830点～1029点
C	685点～829点
D	595点～684点

等級	建築一式工事
A	1030点以上
B	930点～1029点
C	710点～929点
D	510点～709点

等級	電気工事
A	760点以上
B	575点～759点
C	～574点

等級	管工事
A	750点以上
B	575点～749点
C	～575点

※1 市内に本店を置く者を含む2者又は3者とし、同一等級又は直近2等級に属する者の組み合わせであること。

※2 代表構成員の等級はA又はBとすること。

組み合わせの例

代表構成員	構成員①	構成員②	可・不可	理由
A	B		可	直近2等級のため
A	D		不可	直近2等級ではないため
B	D		可	直近2等級のため
A	C	D	不可	構成員②が直近2等級ではないため
C	B		不可	代表構成員の等級がCのため